

京都市立芸術大学リポジトリ管理運営要領

平成 26 年 11 月 5 日

附属図書館長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、京都市立芸術大学リポジトリ運用規程（以下「規程」という。）第 10 条の規定に基づき、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）が設置する京都市立芸術大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(登録申請手続き及び登録)

第 2 条 リポジトリ登録申請者（以下「登録申請者」という。）は、申請を行うに際し、登録しようとする成果物等を本学附属図書館長（以下「図書館長」という。）が定める電子媒体上の形式に加工し、著作権を含む知的財産権その他の権利に係る処理を完了したうえで、「京都市立芸術大学リポジトリ登録申請書」（第 1 号様式）に記入し、加工した成果物等と併せて、図書館長に提出しなければならない。

2 本学リポジトリにおける電子媒体上の環境に大幅な変更が生じた場合を除き、提出する成果物等の形式は原則 PDF ファイルとする。

3 申請に基づく成果物等の登録は、本学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が行う。

(成果物等の利用)

第 3 条 本学は、成果物等を次の各号に定める方法で利用するものとする。

(1) 登録申請者から提供された成果物等を電子的に複製し、リポジトリ関連サーバーに原則無期限で保存すること。

(2) インターネットを通じ、前号の保存した成果物等を、不特定多数に対し公開すること。

(3) 成果物等の保存及び利用可能性の維持のために、別の媒体に複製又は媒体変換を行うこと。

(許諾等)

第4条 登録申請者は、登録に際し、前条各号について、本学に許諾するものとする。ただし、成果物等の著作権については、登録後も著作権者に留保される。

2 登録申請者は、他に当該成果物等の著作権を有する者（共著者等）が存在する場合、前条各号について、あらかじめ同意を得ておくものとする。

3 登録申請者は、当該成果物等に第三者の権利が関わる場合、前条各号について、関係者の許諾を得ておくものとする。

(公開及び公開の停止)

第5条 図書館長は、登録された成果等について、規程第4条の要件を満たし、第6条の責務の確認がなされたものについて登録し、公開するものとする。

2 図書館長は、申請があった成果物等について、規程第4条及び第6条の要件が満たされないと判断した場合は、公開の手続きを行わず、理由を付して登録申請者に速やかに非公開の通知を行う。

3 図書館長は、成果物等を公開した後に、規程第4条又は第6条に抵触し、公開に支障があると判断した場合は、登録申請者に対し事前に通知することなく、成果物等の公開を中止することができる。ただし、公開停止後、速やかに登録申請者に対してその旨を通知するものとする。

(登録の削除及び変更)

第6条 登録公開された成果物等について、登録申請者が削除を求めるときは、「京都市立芸術大学リポジトリ登録削除申請書」(第2号様式)に記入し、図書館長に提出しなければならない。

2 登録公開された成果物等について、登録申請者が変更を求めるときは、「京都市立芸術大学リポジトリ登録内容変更申請書」(第3号様式)に記入し、内容を変更のうえ加工した成果物等と併せて、図書館長に提出しなければならない。

3 変更登録申請に基づく成果物等の登録は、規程第7条第2項及び第3項の手続きを経て、附属図書館において登録済みの成果物等の登録を削除した後、新たに行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、リポジトリの管理運営に必要な事項は図書館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年12月1日から適用する。